

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七十三号

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県中小企業支援資金貸付規則（昭和三十三年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																
<p>別表第一（第二条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>番号</td> <td>高度化事業の種類</td> <td>高度化事業の内容</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		番号	高度化事業の種類	高度化事業の内容	一	(略)	(略)	<p>別表第一（第二条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>番号</td> <td>高度化事業の種類</td> <td>高度化事業の内容</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		番号	高度化事業の種類	高度化事業の内容	一	(略)	(略)			
番号	高度化事業の種類	高度化事業の内容																
一	(略)	(略)																
番号	高度化事業の種類	高度化事業の内容																
一	(略)	(略)																
<p>別表第二（第五条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>番号</td> <td>貸付対象者</td> <td>貸付割合</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		番号	貸付対象者	貸付割合	一	(略)	(略)	<p>別表第二（第五条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>番号</td> <td>貸付対象者</td> <td>貸付割合</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>                     異分野連携                      携新事業                      分野開拓                      計画認定                      グループ                      事業                 </td> <td>                     〇分の九〇以内                      整備資金の一〇                 </td> </tr> </table>		番号	貸付対象者	貸付割合	一	(略)	(略)	二	異分野連携 携新事業 分野開拓 計画認定 グループ 事業	〇分の九〇以内 整備資金の一〇
番号	貸付対象者	貸付割合																
一	(略)	(略)																
番号	貸付対象者	貸付割合																
一	(略)	(略)																
二	異分野連携 携新事業 分野開拓 計画認定 グループ 事業	〇分の九〇以内 整備資金の一〇																

<p>別表第一（第二条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>番号</td> <td>高度化事業の種類</td> <td>高度化事業の内容</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>                     異分野連携携新事業                      分野開拓計画認定                      グループ事業                 </td> <td>                     政令第三条第一項第一号                      イに掲げる事業のうち、                      省令第二十六条第二項の                      基準に適合する異分野連                      携新事業分野開拓に係る                      事業であつて、知事が別                      に定める基準に適合する                      もの                 </td> </tr> </table>		番号	高度化事業の種類	高度化事業の内容	一	(略)	(略)	二	異分野連携携新事業 分野開拓計画認定 グループ事業	政令第三条第一項第一号 イに掲げる事業のうち、 省令第二十六条第二項の 基準に適合する異分野連 携新事業分野開拓に係る 事業であつて、知事が別 に定める基準に適合する もの	<p>別表第二（第五条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>番号</td> <td>貸付対象者</td> <td>貸付割合</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>                     一 異分野連携                      新事業分野開                      拓計画認定                      グループ事業を                      実施する代表                      者                      二 異分野連携                      新事業分野開                      拓計画認定                      グループ事業を                      実施するすべ                      での者の連名                      によるもの                 </td> <td>                     〇分の九〇以内                      整備資金の一〇                 </td> </tr> </table>		番号	貸付対象者	貸付割合	一	(略)	(略)	二	一 異分野連携 新事業分野開 拓計画認定 グループ事業を 実施する代表 者 二 異分野連携 新事業分野開 拓計画認定 グループ事業を 実施するすべ での者の連名 によるもの	〇分の九〇以内 整備資金の一〇
番号	高度化事業の種類	高度化事業の内容																			
一	(略)	(略)																			
二	異分野連携携新事業 分野開拓計画認定 グループ事業	政令第三条第一項第一号 イに掲げる事業のうち、 省令第二十六条第二項の 基準に適合する異分野連 携新事業分野開拓に係る 事業であつて、知事が別 に定める基準に適合する もの																			
番号	貸付対象者	貸付割合																			
一	(略)	(略)																			
二	一 異分野連携 新事業分野開 拓計画認定 グループ事業を 実施する代表 者 二 異分野連携 新事業分野開 拓計画認定 グループ事業を 実施するすべ での者の連名 によるもの	〇分の九〇以内 整備資金の一〇																			

(略)	(略)	二の二 総合効率 化計画認 定グルー プ事業	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	流通業務の総合化 及び効率化の促進 に関する法律（平 成十七年法律第八 十五号。以下「流 通業務総合効率化 法」という。）第 二条第十七号に規 定する中小企業者 であつて、次に掲 げるもの 一―三 (略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第三 (第五条関係)					
(略)	十六 削除	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第三 (第五条関係)					
(略)	十六 業分野開拓計画認定グルー プ事業に係る資金の 貸付け	(略)	(略)	三 異分野連携 新事業分野開 拓計画認定グ ループ事業を 実施するそれ ぞれの者	(略)
(略)	二十三 別表第一の三の項から七の項、九の項又は十の 項に掲げる事業のうち、中小企業による地域産 業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 （平成十九年法律第三十九号）第七条第三項に 規定する認定計画に基づき実施するものに係る 資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の広島県中小企業支援資金貸付規則により貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。